

平成30年度 第1回吹田市地域自立支援協議会 議事録

日時：平成30年10月26日（金）午後2時から午後4時まで
場所：市役所 全員協議会室

次第

1. 委員紹介
2. 専門部会・プロジェクト報告
ア 精神障がい者支援部会
イ こどもの支援検討プロジェクト
ウ 当事者部会
3. 吹田市障がい者相談支援体制再構築について
4. その他

資料一覧

- 資料1 平成30年度吹田市地域自立支援協議会委員名簿
資料2 平成30年度吹田市地域自立支援協議会専門部会精神障がい者支援部会
資料3 平成30年度吹田市地域自立支援協議会専門部会こどもの支援検討プロジェクト
資料4 平成30年度吹田市地域自立支援協議会専門部会当事者部会
資料5 高齢者・障がい者相談支援体制の整備・強化について

傍聴者3名

1. 委員紹介

- 参事： 自立支援協議会の会長について、まずは立候補によって決めたいと思います。
立候補がなければ推薦をお願いします。
- 委員A： 会長は引き続き委員C（吹田市医師会 豊岡委員）をお願いしたいと思います。
- 参事： 会長については委員C（吹田市医師会 豊岡委員）をお願い致します。
副会長について立候補・推薦をお願いします。
- 委員B： 社協のD氏（吹田市社会福祉協議会 栗田委員）を推薦させていただきます。
副会長に委員D（吹田市社会福祉協議会 栗田委員）をお願い致します
今後の会議の進行については会長に議事の進行をお願い致します。

会長： この会議も長い間 非常にいい会議が続いていると思っていますので、引き続き皆さんのご協力をお願いしたい。

副会長： 非常に多くの方が参加されておりまして、わたくしも身が引き締まる思いです。

【精神障がい者支援部会より報告】（報告者1より資料2に沿って報告）

報告者1： 精神障がい者が他の障がい者と同じように使える法律になったのはといのは、平成18年からです。精神障がいの方を支援できるヘルパー、受けられる事業所は、支援が得意な職員がいればいいが、そうでなかったらなかなか受けて頂けない、受け入れ人数に限られるという実情があります。私たちは普段精神の方の支援に関わっている中で、この人にはサービスが必要だけれど、実際使えるところが少ないという実感を持っています。

私たちは支援者へのアンケートを実施し、支援者がサービスの必要性を感じていますが、何らかの障壁があったり、本人に情報が届いていない、あるいは情報の理解の不足であるなど、サービスに繋がっていない方がどれくらいいるのか、それはどういう理由なのか、サービスを中断する方も結構いますが、その中断の理由は何なのか等、支援者を中心に聞かせて頂いた。それを昨年从今年にかけて皆で検討し、考察を出しています。

特徴的に読み取れることとして、手帳取得者は54パーセント、自立支援医療を使っている人は81パーセント、自立支援医療を利用されている方は一定生活のしづらさを感じておられるはずなのに、手帳はもっと少ない数しか持っていないという現状。そのうえでサービスと繋がっていない、医療としか繋がっていない、繋がっていてもサービスを中断されているという方が多いと言う事がわかりました。障がい特性や病状以外でのサービス利用に関する阻害要因として、担当者や相性があわない、提供されるサービスと本人が望んでおられるサービスのミスマッチが多いということがわかりました。支援する側の障がい理解やスキルアップを課題と考える割合は高いが、今の法律でサービスを使おうとすると手続きに時間がかかります。相談に行くだけでも、思い切っていけないと出て行けない何年も家にこもっていらっしゃるような方が沢山います。その方たちがやっとサービスを使いたいと相談に行っても、実際に手続きが沢山あり、受給者証が発行されるまでには2、3ヶ月くらいかかります。その間に気持ちが萎えてしまい、結果サービスにつながらないという人も沢山おられます。手帳取得率は上がっているが、精神障がいの場合はあまりメリットがない。1級くらいなら交通割引などにも使えるが、それは入院している方で、地域にはおられません。街で住んでおられる方は

2級が多い。そうなる^{てちょう}と手帳によるサービスはほとんどありません。最近増えているのは、障がい者雇用^{しやこよう きぼう}を希望^{きぼう}していて、手帳を取得^{てちょう しゅとく}して障がい者で雇用^{しや こよう}される^{おお}ということ^{かた}でとる方が多くなっています。

医療系の訪問看護などのサービスは受けている人が割とおられますが、足りないサービスというのが、法律で目的別になってしまい、今から就職したいという方が訓練する所とずっと仕事はしたいが一般就労まではしんどいというところに分けられています。働きたいという意欲が少しでもある方は通えるが、働く意欲はあまりないが家にずっといるのもしんどい、昼間に居場所が欲しい、いつでも相談できる人が欲しいという方が使える場所が減っています。生活介護は身体障がいや知的障がいの方は介助が必要な重度の方が行けるとなっているが、若い方が利用したいときに50歳以下は区分3以上の人しか使

えません。精神障がいの方は認定調査の際に区分3がでる方は少ない。区分3、4が出る方はある程度の生活障がいがあつて、他のサービスもあわせて使わないといけない方に限定されてしまいます。それをなんとか改善しようと部会で考えたこととしては、家から出ていけない人も誰かのサービスが届く、地域で支援してくれる人がいるという認識ができる取り組みがあります。ヘルパーにきてもらうというのはサービスに繋がるきっかけになりやすい。ヘルパー事業所の中にも精神の方のところに行っても大丈夫というヘルパーと、そうでないヘルパーがいると聞いています。精神の方のところに来てもらえるヘルパーが少ない。利用できる事業所が偏る。最初は啓発についての研修なども考えていた。行ける支援者が増えて、選択肢が増えること、それを精神の人が選ぶことが大切。少なくとも吹田の中ではそれらの選択肢を作りたいと思って部会で取り組んでいます。今年度の終わりには成果を上げて報告したいと思っています。

会長： 質問はありませんか？

委員E： アンケートの中で中断される方が多いとあるが、理由としては手続きに時間がかかるという事が結びつきますか？

報告者1： 二つあります。

今まで何も使っていなかったが、支援者の勧めもあつて行ってみましたかと思っていたのと違った。ヘルパーの中断についてはヘルパーと合わない、自分のしんどさをうまく言えずヘルパーステーションへ後で支援の注文をしたりして、事業所側から苦情として取られます。障がいの特性と相手の取り方など、いろいろな要素があります。

精神障がい者にも重い人も、軽い人もいて。それに対してサービスの選択肢が少ない。サービスの選択肢を増やすというのはどうしたらいいのか。

その上にサービスを中断したり、なかなかサービスと繋がっていない、障がい特性とそれを利用している人は一定生活のしづらさを感じている人なのに、事業所の中で一人か二人しか精神の人の所に行っていていいというヘルパーが居なければ、派遣に繋がらない。精神の人の所に来てくれるヘルパーが少ないとなると結局たくさん来てくれる事業所の利用に偏ることになる。もともと精神の人たちと関わって来た支援者たちが集まってこの部会をしているので、自分たちも協力しながら最初は支援者向けの啓発のプログラムなどをやろうかと考えて、精神の人の支援に行ってもいいよという人が増えてくれることが一番大事だと考えています。たくさん選択肢があるという状況を吹田の中では少なくとも作りたいなと部会では思っています。

資料2の今後の予定ところの精神障がい者が使えるサービス、事業所を増やす為の方策を考えるというところと、専門職向けの啓発研修の検討としています。部会を立ち上げて2年が経過しているため、次の全体会については成果を上げて報告したいと思っています。

会長： 報告の中で精神障がい者にも軽い人から、重い人がおり選択肢を増やすにはどうすればいいのか。

報告者1： 地域活動支援センターがたくさんあればいいが、吹田市に限らずどの地域でもいえることだが地域活動支援センターをやっているところは少ない。いつ来てもいつ帰ってもいいというところが無いと、精神の人は徐々に練習をするということになるので、通所率がすごく悪くなる。事業所も通所してもらえなかったり、支援の成果が分かりにくい利用者より、通所が安定している利用者を支援するということにつながる。そうすると精神の人が利用につながりにくくなります。

会長： 選択肢を増やすという事について行政の返答はどうか。

市担当者： 地域活動支援センターについて、自由度が高い通所先と言ってもらった。吹田市でも障がい福祉計画、今年度から3か年の計画となっているが、計画では地域活動支援センターを整備していこうと掲げています。すでに今年度始まっていますが3か年の中で地域活動支援センターの在り方について検討しながら整備に向けて進めているところです。

報告者1： 3年間の中で頑張ってくれてくれるという事なので、出来る限り我々も協力し、皆さまにも協力いただいて、みんなが使いやすい地域活動支援センターが出来たらいいなと思っています。

会長： この年度と来年度で課題について優先順位をつけて、地域活動支援センター以外に力を入れて欲しいという事があれば言っていたきたい。

報告者1： 来年度から大きく相談支援体制が変わるが、どこに行っても精神の人が相談できる体制を作って頂いて、そこに力を入れていただきたいなと思います。

- 会長： 近くのところには精神障がい者は行きたくない人が多いということについてはどうでしょう。
- 市担当者： 原則、地区割は進めていきたいと考えています。その中でどうしても難しい方には基幹相談支援センターや委託相談支援事業所も含めて色々な形で相談には乗っていきたいと思っています。
- 会長： いずれにしても緩やかな、比較的対応しやすいような制度にしていきたいです。

【こどもの支援について】

- 報告者2： 資料3になる。H29年度の全体会において「ライフステージに関わらず、本人の情報が途切れない支援について」ということで検討プロジェクトの検討を行い、これまで論議を続けてきました。プロジェクトを進めていく中で、子どもの支援というのは、実際に関わるのは教育機関であったり、医療機関、保健機関などいろんな機関が関わっているということでは、検討プロジェクトにおいては実際に教育、医療、保健の機関の方にも入ってもらい協力していただいた。これまではそれぞれの機関で完結することが多かったのではないかと、特に子どもの学齢期すぎと問題解決における課題ということで例えば入学時にどうされているか。不登校になっている障がいのある子どもの取組がどういうふうに行われているかということあげて課題定義をしてきました。その中で例えば不登校の子どもであったら、学校に行っている場合は先生たちが対応してくれるが、なかなか学校にも出向かないし、先生に会うのも嫌だという子どもの中には放課後等デイサービスという福祉サービスを利用している子どもも実際にいるんですけど、学校として知っている場合もあれば、それを隠して放課後等デイサービスだけに行っているというようなご家庭もあるというふうに関係するケースがあることがわかってきました。また、支援学校ではカンファレンスで方針を立てたりして頂くことはありますが、例えば適応教室に通っている子どもの場合はどうか、適応教室にかよっておられる中にも、福祉機関や医療機関が関わっていないが、実際には発達障がいの疑いのある子どもが多いという現状がわかってくる中ではいろいろな所で障がいがあったり、発達支援が必要な子どもがいるという事が見えてきました。そういう中でいちばん取り上げたいと思っていることは、吹田市でも早期発見、早期療育と早くに障がいのある子どもを見つけて、早くに療育して次に繋いできたという事があると思うが、その早期療育の後がどうつながっているかということのを改めて考えて行かないといけない。今回のプロジェクトでは特に縦のつながりは成長に伴い小学校から中学校、幼稚園から小学校という引継ぎはきちんと出来ていますが、色々な方が関わる部分でいうと横の連

携を意識した取り組みをきちんとやっていかなければいけないというふうに考えています。中にはご本人の療育が必要というよりも家族都合で利用している親もいます。もう少し保育園に行ったり、親が家でしっかり遊んだりした方がいいのではないかというケースもあります。その子にどういった療育が必要かというふうに見立をしていく必要がある。支援に入る前にどの機関がどういうふうに見立てをするかということを整備することを今後の取組として提案したいです。

もう一つは情報共有のあり方。色々な機関が関わる中で、やはりサービスに繋がれないケースがあります。それは保護者が障がい受容が出来ていないという場合が見受けられました。特別なケースを除いては困ったことが起こって初めて相談されるケースが多いので、まずは相談窓口がわかりやすく、関わっている機関以外でも相談が乗れるということを示して、窓口を明らかにする必要がありますと考えています。引継ぎや連携がうまくいっていないケースをどうしていくのかというについて、今回提案したいことはそういう相談支援活動の中で必ずサービス担当者会議は年に一度は開かないといけないとなっているので、例えば学校だけで終わっていたことを相談支援事業所と福祉事業所だけでおわっていたこと、学校、福祉の現場、医療現場という形でつながることができるように関係機関に共有できるようにしないといけない。しかし、相談支援事業所が何をやっているところか、相談支援事業所側からはそれぞれの学校の中でどんなことが行われているか、医療現場や行政機関ではどのような支援が行われているかということが理解できていないこともあるため、お互いが知る機会を大事にしていかなければいけないということが明らかになりました。今後に向けては、周知をするということが一番だけでも、例えば吹田市の療育システムについても HP には出てきますが、その中でも最近の新しく加わった福祉サービスや教育機関の仕組みがアップされず、それまでの行政機関の教育機関の部分だけが更新されています。今子供たちを取り巻くしくみがどうなっているかということがまずは明らかにニーズ化したらいいなと感じている。知る機会作らなければいけないと思っています。あと、もう一つ情報の共通をどういう風に持っていくかという事については、カンファレンスや日々の連携もだけれどもなかなか子どもの障がいを受容できなくて、お母さんが受容はしているが上手く伝えられないという方に子ども発達支援センターの発達支援手帳を使って赤ちゃんの母子手帳があるように、発達支援が必要な子どもが大人になるまでの成長の過程をみんなで共有する同じツールを使うというのは一つ方法としてあります。どういう風にするか、そもそも誰が記録を残すのかという事も含めて一緒に検討していければと思っています。サポートブックを活用することで、これまでつながりに

くかったところがうまくいくと思うので、ぜひこれは事業所や関係機関もそうだが、保護者がサポートブックの記載や活用について学べる機会があれば随分と前進するのでは。障がいのある方は20歳になると年金の手続きや大人のサービスに移る時に必ず子供頃からの事をずっと語って行ってしまう機会があるため、これがその時に活用できるとすごくいいものになるのではないかと考えている。以上で報告終了します。

会長： 子ども支援についての報告でしたが、介護保険のケアマネジャーさんのような役割、相談支援専門員が色々なサービスの引継ぎをするということで隙間をなくしていくという事についていかがですか。

委員 F： 相談支援事業所連絡会を作って、年4回の定例会で吹田市内の相談支援事業所が意見交換や研修をしています。そのなかで多くの意見が出たのは、児童に対する支援が見えにくいという意見。児童については情報が正確に入っていない実態があります。吹田の場合どこに問題があるかというのは、一度調査する必要があると思いますが、全体的には吹田市の障がい児童に対する支援体制、相談支援体制が十分整備されていないという事があるのではないかと考えています。子どもに対する支援体制は特別な援助の体制が必要と考えるので、相談支援専門員もそのための研修をあらためてしていかないとなかなか前に進まないのではないかと考えています。この前の定例会の中でもそこが一番大きな課題となっていて、なかなかそこが前に進まないの、吹田市に対しても改めて申し入れをして、支援を考えて頂きたいと考えています。

会長： 子どもの情報が少ないという事について市としてはどうか。今後どうするという事を教えて頂けたら我々は安心できるのですが。

市担当者： まずはすいすいの一と今年度ホームページに立ち上げることがようやくできました。杉の子学園を中心に議論していきながら作ることが出来た。今後はまずはこのノートはどう運用するかを議論させていただければと思っている。現状は保健センター、相談福祉福祉室、子ども発達支援センター等にこのノートを置いている。ホームページ上でもダウンロードできるようになっている。吹田市内の各公立保育園、幼稚園にはポスターとして案内をして頂きながら、広く活用することを勧めていきたいと考えています。

委員 G： 非常にありがたい意見を頂きましたので、相談支援事業所連絡会でも今後も議論を深めて進めていきたいと思っています。相談支援事業所は市内26か所あるが、まだまだ力が不足していて、十分な活動が出来ていると私自身は思っていない。今後も研修等を通じて力をつけて展開していければと思っています。

会長： 今日は子ども支援関連の委員の方たくさん来られています、資料3についてどなたかご意見、ご質問はありませんか？

子どもというのは0歳～18歳ですよ。それらの年齢に伴う、各サービス事業所の引継ぎというのは問題なく進められていますか？小中高大社会人と色々な状況があると思いますが、それが連続してサービスが継続されているのでしょうか。

報告者 2： 小学校入学時には、就学前の子ども発達支援センターや保育園、小学校から引き継ぎはされています。その時点で例えばすでにヘルパー利用されているなど、吹田市のサービス以外の他の民間のサービスを使っている現状はあります。そのような複数のサービスを使われているなかで限られた情報しか入学時には引き継がれていないという現状があります。そこが一番気になっています。子どもを全体的にとらえるとなると生活全般を見た時に、学校にどこまで知ってもらおうかという事もありますが、どういう療育が行われているのかという事を学校側にも知って欲しい。

副会長： 今、若い親御さんの意識が変わってきているのか、全体の数が増えたというよりは意識が変わったという認識ですが、子どもの発達支援を必要としている子どもが非常に増えていると認識しています。特に学齢期の子ども、小学校入学時期の子ども、たくさんの子どもの相談が多いと聞いていますが、学校や保育園、幼稚園でそのような子どもの受け入れについて、学校関係の意見が伺いたいです。

委員 H： 知的障がいのかたについて、相談支援事業所に繋ぐということを必要に応じて紹介をしています。進路のしおりや、府や市の資料を参考にして、学校オリジナルの資料を作っています。そこにはもちろん、相談窓口について情報提供しています。情報提供しても、保護者がなかなか相談できていないのは実情です。中学校まで地域の小学校に行かれていて、高等部から支援学校に通うようになった生徒の保護者や不登校の期間が長い方が情報を持っていません。そういう人には相談支援事業所へ相談することを提案し、情報提供しています。

会長： そういう人が相談支援事業所に相談した時に、進学とか社会出ていくための相談のチャンスというのは保証されているのでしょうか。

委員 J： 吹田の場合、就学前は子ども発達支援センターで担当していただいて、それ以降は障がい福祉室に担当が変わります。その中で相談支援事業所がどのように入っていくかと言うと、児童のご両親から相談があって放課後等デイやショートステイなどの相談があります。しかし対応しきれていない場合も多く、相談支援事業所連絡会で研修や支援の仕方について力をつけていくという事について努力していかないといけないと思っています。

非常に貴重なご意見ありがとうございました。

委員 E： 早期発見というのは、ここに書いてあるように民間の幼稚園では情報を開示し

ないという事があるとありますが、吹田市立の園児の中で通園の段階でちょっとこの子はお母さんと相談したほうがいいのではないかなというケースがあったのでしょうか。それでその形に対してどういう風に対応されたのかお聞きしたいと思います。

委員 B: 民間の幼稚園で情報開示しないということが現状としてあるということですが、何かしら今のところ民間幼稚園のところにアプローチがあるのかということもあわせてお聞きしたいと思っています。

市担当者: 基本的には子ども発達支援センターの中に地域支援センターという部署があり、そのセンター、杉の子学園、わかたけ園と通所支援施設があります。それと合わせて地域の相談窓口として発達に関わる相談にのっている地域支援センターがあります。そちらの心理担当職員が各園に巡回で回っています。その中で情報を得ながらアドバイスをしたりします。実際に情報開示、何らかの支援をしていく時に、情報を求めたときにやっぱり個人情報に関係上、私立のところからは言えませんという話があります。そういったことが意見として出されたというところで、日々の連携はさせていただいているという現状はあります。

会長: 今後発達支援センターは充実していきますか？

市担当者: 吹田市の療育システムというのは非常に早期発見から療育を進めていくことで、精神的に進めてられてきたという認識でありました。それは間違いありません。一方で24年度から民間の参入が爆発的に増えています。学校に上がる前の子ども、未就学の子どもたちの今の福祉サービスの利用状況ですが、杉の子学園をのぞくそれ以外の民間の事業所を利用している率の方が高いです。以前よりも高くなっています。且つ、吹田市内だけではなくて、市外、大阪市、はたまた兵庫県にあるそういった事業所に足を運んでおられるお母さんがたくさんいます。いろんな事業所が子どもたちに、それぞれの支援をされています。それはそこだけで終わってしまっていて、その子どもたちが所属する、幼稚園、保育園、あるいは学校にフィードバックされていません。あるいは学校で課題になっていることがそこに伝わっておらず、そういった支援になっているという現状が今回のプロジェクトで良く分かりました。そういった中で私も各学校や幼稚園、保育園と、地域支援センターの相談支援員をしていますので、連携を図るときがあります。ただ、電話するとなぜ来るのかというご理解をいただけない状況があります。それはセンターとしてきちんと今の子どもたちの療育の説明ができていなかったからかなと、実感しているところです。今回のプロジェクトを通じて進路指導室の先生から、支援学級の担当先生の研修の中に福祉サービスの内容の説明、学習会の提案がありまして、今年度6月には私も出向いていき、福祉サービスの説明等さ

せていただく予定です。吹田市の療育システムを再構築するという思いを持って、関係部署の中で整理をさせていただいているところでございますので、また皆様のお力を貸していただけたらと思っている次第です。

委員 E： お母さんにもいろいろな方がおられると思います。民生委員に子どもの相談に来られると、近くに発達支援センターがあるからそこへ言って相談されたらというようにつながめますけれど、お母さんによっては、これはこの子の特性だ、特徴だと利用につながらない人も中にはいます。結果的にはそれは早期発見に結びつかないということもありますので、幅広くお母さんにいろんな情報を話していただく機会があればと思っています。

会長： 精神障がい者の人もそうですし、発達の人もうそうですが、その人たちの人権なども期になります。慎重に考えながら、情報というものが伝達されるのが基本だと思いますので、わかればいいということでもなさそうなので、そのあたりも議論の対象になるとに思います。

【当事者部会から】

報告者 3 による報告（資料 4 参照）

質疑応答

会長： 今のところやられている課題、取り組みにしましても、色んな障がいの方々やっているという内容のようです。ということは、今後はその周辺の方々とどのどういう風に会合をもっていくというような取り組みがあるのでしょうか？

報告者 3： 今まではバーベキューというような一番参加しやすいものとして考えてきたのですが、これからはそれに代わるようなことも含めて、僕たちもどのような形であれば、地域の皆さんと直接触れ合う事ができるかなと考えているところであります。

会長： それでは、周辺の方々とふれあいというのがどういう風になるのか分かったんですけども、そのふれあいがあって、理解してもらって、その結果、行動的には何をして欲しいとかは先の先の話ですが、まだ理解まで行っていないので、とにかく理解する事が先だという観点でよろしいでしょうか。

報告者 3： 先というか、理解と共に障がい者というイメージがあると思います。その障がい者のイメージはネガティブなものが一般的には多いのかなと思うのですが、そうではなくて、障がいがあっても結構楽しく生きてる方もいますし、いろいろな方がおられるのがあたりまえなんだということを知ってもらったうえで、普通に接してもらうことができればいいなと。障がいの有る無しなんて関係ないんだよというふうになっていけば良いと思います。

- 委員Ⅰ： 今地域のなかで、視覚障がい者の方なんですけれども、おしゃべりがとても好きな男性が、どういうところを紹介したらいいかなと思って、ライトハウスなどに行って交流の場をあたっていたのですが、今聞いていると、当事者部会というところを紹介しても、すぐにそういう場に行って、おしゃべりができるのでしょうか。
- 報告者Ⅲ： イベント的なことに関しては、いつでも来ていただけたらと思います。当事者部会としても、人数制限があるとか、この障がいの方はお断りとかいうことはもちろんありませんので、興味がおありでしたら部会のほうにも来ていただきましたら、私たち自身もありがたいと思います。
- 委員Ⅰ： 何かそういうものを書いたチラシとか、会の案内などがあれば、点字にして渡してあげたいので、あったらいただきたいと思うのですが、どちらに連絡すればいただけますか。
- 報告者Ⅲ： 案内は吹田市の障がい福祉室の事務局です。
- 報告者Ⅲ： 当事者部会がこんなものだというようなものはありませんが、イベントに関しては毎回チラシを作っていますので、お渡しする事はできると思います。
- 会長： この資料4のところ、取り組み内容の中に、防災等について考えるという事も今回されたとの報告がありました。自然災害があった時に、どういう風に障がい者が対応して避難していくかという事について、消防の方、障がい者という限定的な中での防災体制への取り組み、または一般的ななかでたまたま障がい者の方がおられたら、必要なものをもってきて適応するようなものを作っていくというか。どのような形でやられているのでしょうか。
- 消防本部： 通常の災害時につきましては119番通報があった時には、要援護者または、サポートが必要な方につきましては住基台帳をもとに把握する形で動いております。地域の方々と周辺の方々と交流していただきまして、自助公助という言葉がありますが、なかなか消防力も上回る災害ですと、駆け付ける事が困難な場合もありますので、まずはご近所で協力していただけるような、今の体制をさらに向上していただけたらどうかと考えております。
- 会長： 日常的にどのような障がいの方が、どの辺りにおられるということは、個人情報でありますので、把握しておられないという事でよろしいですか。
- 消防本部： そうです。
- 会長： 消防に期待される事はありますでしょうか。
- 報告者Ⅲ： 障がい種別によりニーズが異なるところがあるのですが、僕たちがどこに避難したらよいかあまり分かっていないところがありますし、その避難所にそれぞれのニーズに応じた対策ができていますのでしょうか。
- 消防本部： 今お話しいただいた件につきましては、危機管理の部門の関係もあると思いますので、消防は何か災害が起これば必ず駆けつけます、そのあたりの事は、

また関係部局と調整していきたいと考えております。

会長： 福祉避難所というのは、どこの係になるのでしょうか。

部長： 福祉避難所につきましては、災害がおきてすぐに行くということではございません。一時避難所に逃げていただいた後、一時避難所で一定のスクリーニングをしたあとで、どういう障がいをお持ちの方が、どこの福祉避難所に行くのがいいのかというあたりをトリアージしていくことになります。まだまだ福祉避難所の場所数が足りないけれど、福祉避難所というのは、30弱から手を挙げていただいています、そこで手を挙げていただいているというのは、あくまでも場所貸しです。福祉避難所は外から来られたボランティアの方が運営するのが大原則ということになっていますので、そういったなかで、まずはひとつでも多くの福祉避難所を開けられないかという事が、担当としてはいろいろ計画を練っているところです。すべての福祉避難所が、災害後数日後に開けられるということは想定しておりません。ひとつでも多くの福祉避難所を開けるには、どのように人を配置するのかというところを、それぞれ今確認しているのと、なおかつ、施設の特性というのがあります。ストレッチャータイプの車いすを使っておられる場合、段差のあるところはまず受け入れられないということもございますし、その施設でこういった対応ができるのかということも含めたうえで、ここの避難所ではこういう特性の方は受け入れられます、なおかつそこにそれができるボランティアさんを配置する、それで初めて受け入れられるということになっていくかと思えます。吹田市内特に高齢の施設につきましては、入所施設、特別養護老人ホームがまずは開けるために施設がどうやというものがひとつ、それから人の配置がどこまでできるなかということを今担当に色々議論させて、とにかく一つでも確実に開ける事ができる施設を作るということをテーマに考えております。

報告者3： 僕自身でいうと車いすということもありますが、どうやって移動するのか。移動手段が断たれるケースも多いので、極力、例えば北に行ってくださいと言われて、また南に行ってくださいということになると、現実的にはなかなか難しいかなと思いますので、柔軟な対応ができるようにしていただければありがたいと思います。

【相談支援体制の再構築について】

市担当者： 資料説明。

相談支援体制を見直していく中で、地域保健福祉センターは吹田市内で3箇所あるが、その部署では高齢者と障がい者の相談支援を主に担っています。地域保健福祉センターにつきましては来年度アウトソーシングを予定

しております。今日は自立支援協議会のため、障がい者に特化して説明をします。趣旨については今申し上げたとおりで、75歳以上の方が増え出すということで高齢者、障がい者、複合的に課題を持つケースもあるため、全体を見直しましょうということです。

来年度は特に障がい者のほうの相談支援体制の再構築、見直しを予定しています。来年度の整備方針といたしまして、現在、5ヶ所センターがあるが、地域割りがなされていません。来年度からは新たに6ヶ所を選定して、吹田市を6ブロックに分けて、各ブロックに整備をして、センターを設置いたします。それとあわせまして、給付の申請窓口、今まで市役所、市の地域保健福祉センターで行っていた窓口を6箇所全てで行い、設置手続きができるように、他の相談機関と書いてありますが、相談支援事業所であるとか、基幹相談支援センターであるとかいろいろな相談支援センターがあるがその役割をきちんと整理していきます。基幹相談支援センターは本庁にありますが、体制を強化して行きたいと思っています。それぞれその場所にそういった名称でブロックを今後のスケジュールですけども、11月に入りましたら、6ブロックの選定委員会を開催しまして、12月上旬には選定結果を応募事業者に通知していきます。年が明けて、1月から3月に契約、引継ぎ、研修を実施し、4月1日から障がい者相談支援センターの業務を進めていきたいと考えております。

市担当者： 6箇所のうち1箇所辞退がありましたので、今のところ12月上旬の選定結果を含めまして、二次募集を考えていかないといけません。

会長： 他にご意見ございましたらどうぞ、障がいの相談は1ブロックに1ヶ所です。2ヶ所は作らないんですか。

市担当者： 障がい者人口から割り出しまして、37万都市でだいたい6ヶ所と想定します。1ブロックに1ヶ所という整備を考えています。

会長： 障がい者相談支援センターについて、6ブロックに分けて1ヶ所という事ですが、その場所にある支援センターに行って頂くということだが、どういう形だと望ましい存在価値があるとお考えですか？

報告者3： 障がい者の立場に立ってほしいと思います。いろいろな話を聞いていてもそうだが、障がい者のニーズ立ってやってほしいです。そのニーズに沿った対応をしてくれるとありがたいなと思っています。

会長： 職安に障がい者相談事業所が安定所を利用したい等の相談した時にはどのような対応してくれるのか。

委員J： 具体的に本人が求めていることを聞いて、求職登録をしていただいて合う事業所を紹介することになります。障がいある方を募集するという求人は常にあります。希望条件に合うかどうかということはあるんですが、障がい者

を対象にした求人というのは常にあります。

事務局： 自立支援協議会の研修会について。年1回行っている。今年度は来年3月に「発達障がいの理解と支援」をテーマに行う予定です。決まりましたら案内をしますので、参加頂きたい。

自立支援協議会の内容についても若干の変更をする予定ですので、次回の自立支援協議会で提案をさせていただきます。次回の日程2月18日の予定ですのでよろしくお願いします。

副会長からまとめ

3つの専門部会から課題と取り組みを出して頂きました。課題については事前の資料でも拝見していましたが、発表の中で新たな課題の掘り起こしと申しますか、その中の優先順位などや当事者の声を直接お聞きできる機会もこの場でいただけたので、私自身にとっても非常に有意義であったと思っています。事務局からこの会議の体制についての見直しの話もでていましたが、どういう形で今後会議の方が進むにしても、最後 報告者 3がおっしゃったように、地域でどなたにとっても、障がいのある無しに関係なく、一人ひとりがその人らしく生活できるように、生きていけるような社会ができるようということで設けられた協議会だと思っています。なかなかご発言の聞けなかった方もおられますが、是非とも次回も活発な意見をお願いいたします。

部長： 本日はありがとうございました。来年度相談支援体制が大きく変わるということで、しっかりと育てていきたいと思っています。先ほど事務局からもありましたが、⑥ブロックと言いながらも1ブロック空きが出たことについて、二次募集を年度内に向け速やかに、⑥ブロック全部でスタートを切れるように動いて行きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。本日は長時間にわたりありがとうございました。